

所長	副所長	林業部長	担当部長	担当課長	技師	担当
戸井田 23.10.24 承認	吉田 23.10.24 承認	承認 23.10.24 栗原	渡辺	宮澤	中島	柏瀬

各種記録票 兼 回覧票 (報告) (連絡) (相談) (指示) (依頼)	
日時・場所	令和5年10月20日(金) 10時00分～13時00分 二子山東岳付近
報告内容	令和4年度に二子山東岳付近で(一社)小鹿野クライミング協会が伐採を実施した箇所における境界確認結果について
相手	1 森林所有者 (令和4年度伐採届の森林所有者) (氏所有地の隣接森林所有者) 氏所有地の隣接森林所有者) ( ) 同 2 小鹿野町産業振興課 課長 田嶋 哲也 主査 新井 雅行
対応者	森林保全・県営林担当 担当部長 渡辺 城二 担当課長 柏瀬 祥一、宮澤 牧子 技 師 中島 芳

【概要】

- 令和4年度に二子山東岳付近で(一社)小鹿野クライミング協会(以下、協会という。)が小鹿野町に提出した伐採届に基づき伐採を実施したとする箇所について、隣接する森林所有者同士で境界確認を行った。現地では、小鹿野町と秩父農林振興センターの職員も立会った。
- その結果、伐採箇所は小鹿野町に森林法に基づく伐採の届出があった地番(番、普通林)内であることを確認した。

【確認状況】※別紙1参照

- 氏所有地(番、番)と氏所有地(番)の境界  
・氏所有地は、にある広葉樹林。  
・氏所有地は、  
・両者から見解の相違はない旨、回答を得た。  
・このことにより、氏所有地で協会による伐採が行われていないことを確認した。  
・境界は地形上の違いから明らかであり、境界仮杭(以下、杭という。)は打設しなかった。
- 氏所有の普通林(番)と保安林(番)の境界  
・氏により、現地での植生の違いから2地番の境界を確認し、杭を打設した(杭No.1～4、6)。  
・このことにより、保安林(番)内で協会による伐採が行われていないことを確認した。
- 氏所有地(番、番)と氏所有地(番)の境界

- ・伐採箇所の谷側に杉道があり、杉道沿いが境界であることを両者で確認し、杭を打設した（杭No. 5～9）。
- ・このことにより、■■■■氏所有地で協会による伐採が行われていないことを確認した。

**【確認結果】**

- ・令和4年度に協会が伐採を実施した箇所は、小鹿野町に届出があった地番（■■■■番、普通林）内であることを確認した。

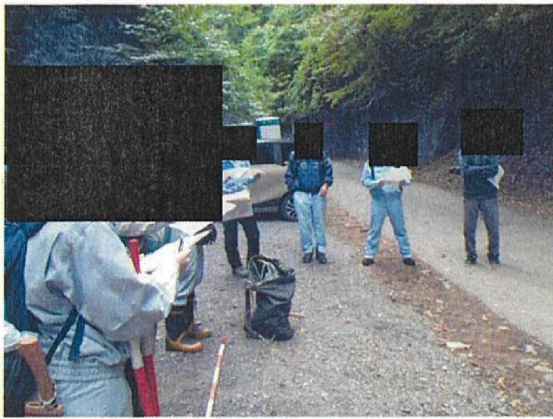
**【その他】**

- ・当該箇所は、種の保存法で国内希少野生動植物種に指定されている植物であるイワウラジロが生育している場所であることを周知。

**【備考】**



○現地確認の様子



右から [氏]、 [氏] 3名、 [氏] 3名



左から [氏]、小鹿野町2名



保安林注意看板の説明



[氏] のコンクリート柱（黄色丸）の説明



[氏] (左直壁部) と [氏] (右・伐採地) の境界の状況

✓





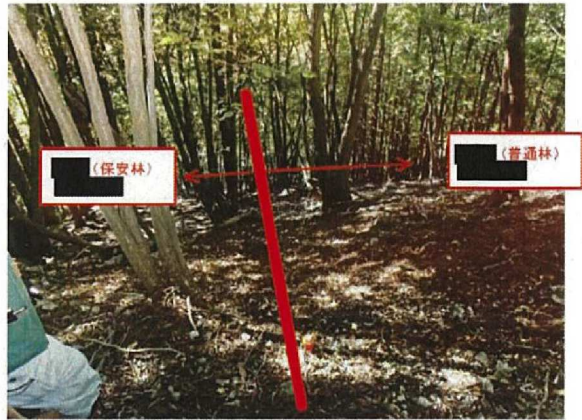
伐採地の終点



氏所有の普通林から保安林に移動中



境界仮杭の設置 (No. 2)  
 ※ 氏所有の普通林と保安林の境界



境界仮杭 (No. 2) から (No. 1) の方向  
 右 番地普通林、左 番地保安林

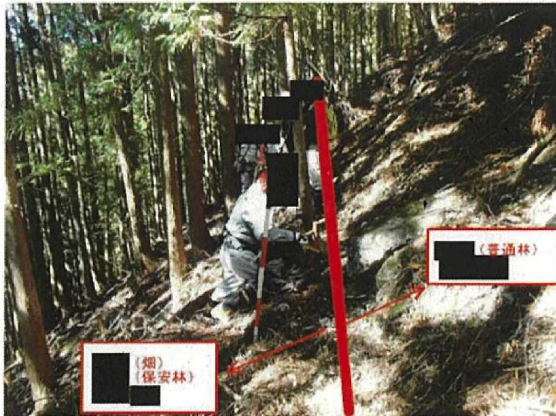


境界仮杭の設置 (No. 6)  
 ※ 氏所有地と 氏所有地の境界



同左

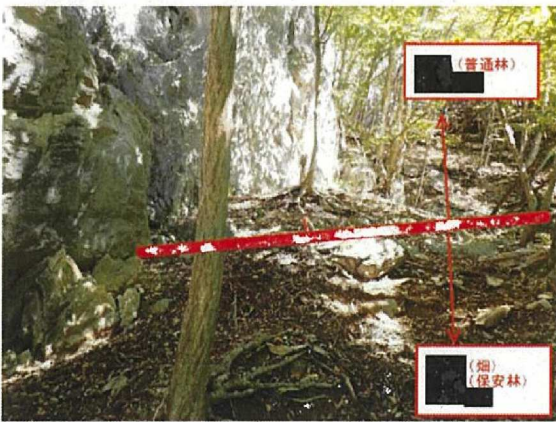




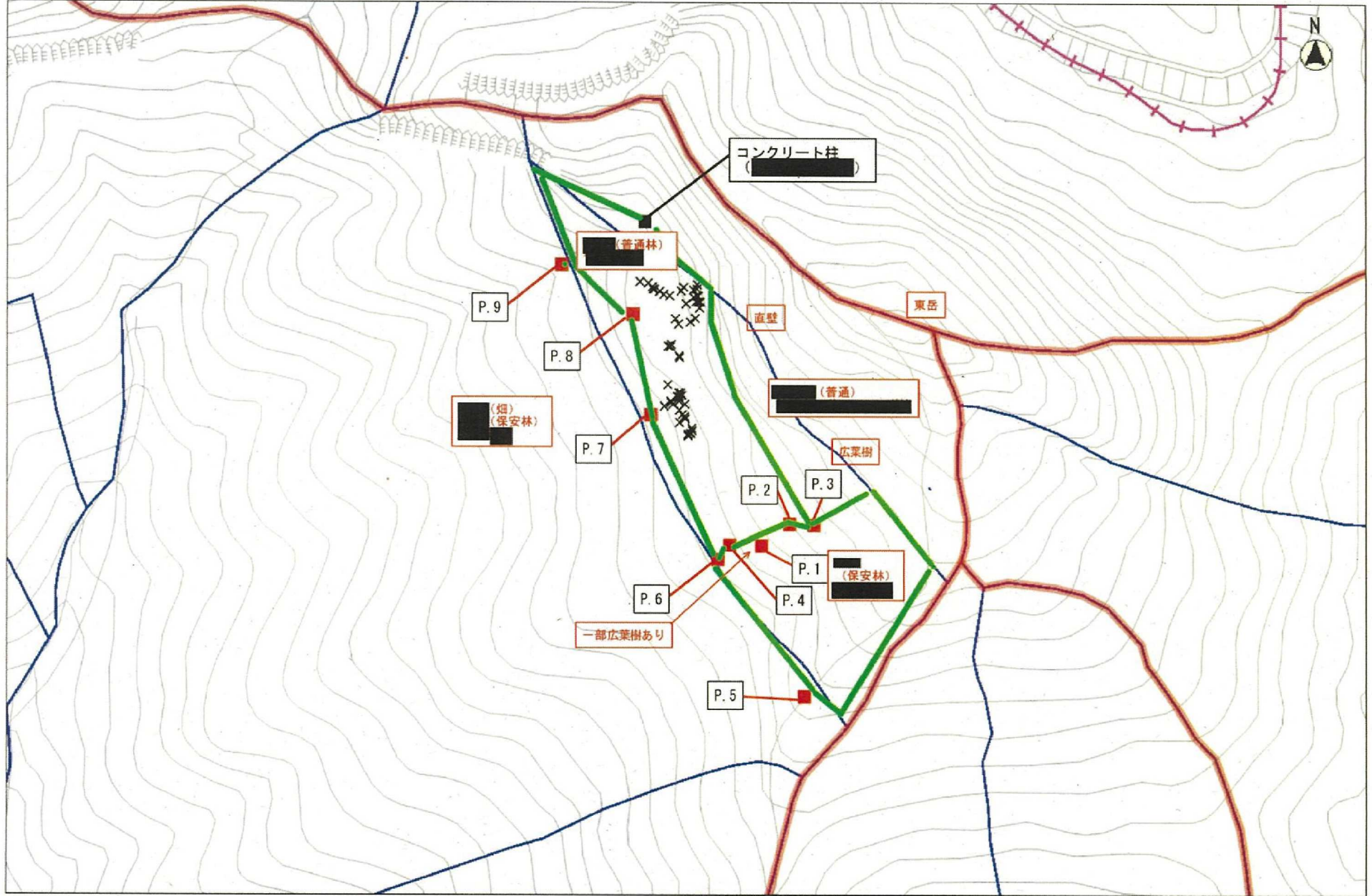
✓ 境界仮杭の設置 (No. 7) 杉道沿い



境界仮杭の設置 (No. 8) 杉道沿い ✓



✓ 境界仮杭の設置 (No. 9)



× : 小鹿野クライミング協会が令和4年度に伐採した木の切株

■ : 境界仮杭 (No. 1~P.9)

緑線 : 地番界 赤線 : 林班界 青線 : 小班界

縮尺 1 : 1500





